

4. 定款の変更登記後に提出する書類

定款変更認証後に、変更登記が必要となる場合（名称、目的、行う事業の変更等）や主たる事務所の所在地に変更があった場合には、2週間以内に主たる事務所の所在地で登記が必要となります。

登記完了後、NPO法人は、次の書類を大垣市に提出する必要があります。

提出書類	提出部数	参照ページ
定款の変更の登記完了提出書	1部	82
登記事項証明書（原本）	1部	—
登記事項証明書の写し（コピー）	1部	—

法第25条第7項の規定に違反し、定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の提出を怠った場合、20万円以下の過料に処されることがあります。（法第80条第5号）